

2023年3月  
九州電力株式会社

川内原子力発電所 受電系統の変更工事に関する  
電気事業法に基づく工事計画手続き要否の整理について

1. 要 旨

受電系統の変更工事に関連して、それら設置工事等に対する電気事業法に規定される工事計画の手続きの要否について以下のとおり整理した。

電気事業法に規定される工事計画の手続きのうち、原子力発電工作物の保安に関する命令（以下、「保安命令」という。）の別表第一に規定される工事計画の手続きについては、令和元年9月25日付け原発本第93号及び令和2年1月14日付け原発本第181号にて届出済であるため、本資料では保安命令別表第三に規定される公害の防止に関する工事計画の手続き及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（以下、「電気関係報告規則」という。）第4条に基づく公害防止に関する手続きについて整理する。

2. 整理方法

受電系統の変更工事において設置する設備について、保安命令 別表第三及び電気関係報告規則第4条に基づき、手続きの要否を整理する。

3. 整理結果

受電系統の変更工事においては、騒音規制法の特定施設に該当する送風機及び空気圧縮機並びに振動規制法の特定施設に該当する圧縮機を設置することから、保安命令別表第三に基づく工事計画手続きを行う。（添付資料－1参照）

なお、電気関係報告規則第4条に基づく公害防止に関する手続きについては、不要であることを確認した。（添付資料－2）

4. 手続き時期

保安命令別表第三に基づく工事計画手続きについては、2023年5月中旬に実施する。

以上

今回届出を予定している工事計画届出書には、「川内 1/2 号機原子力発電工作物の保安に関する命令 別表第三に基づく工事計画の手続き要否整理表」に基づき、別表第四下欄の添付書類のうち「騒音に関する説明書」及び「振動に関する説明書」を添付することとする。

別表第四（第十四条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）
	一般記載事項	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）	
一 環境関連	事業場の名称及び位置		
(一) ばい煙発生施設		1 ばい煙発生施設の種類の、出力又は能力及び個数 2 伝熱面積及び有効火床面積 3 燃料の燃焼能力（重油換算） 4 燃料の種類、硫黄分、窒素分、灰分、発熱量及び使用量	ばい煙に関する説明書
(二) ばい煙処理施設		1 ばい煙処理設備に係る次の事項 (1) 種類、容量及び個数 (2) 入口及び出口のばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度 (3) アンモニアの注入量及びアンモニアの注入により発生するばいじんに係るばい煙濃度 2 通風設備に係る次の事項 (1) 通風機又は圧縮機の種類、容量及び個数 (2) 煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数	ばい煙に関する説明書
(三) 水銀排出施設		1 水銀排出施設の種類、容量及び個数	水銀等に関する説明書
(四) ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設		1 廃棄物焼却炉に係る次の事項 (1) 廃棄物焼却炉の種類、火床面積、焼却能力及び個数 (2) 廃ガス洗浄施設の種類、容量及び個数 (3) 湿式集じん施設の種類、容量及び個数 (4) 灰の貯留施設の面積及び容量	ダイオキシン類に関する説明書
(五) 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設		1 廃ガス洗浄施設の種類、容量、個数並びに用水及び排水の系統	汚水等に関する説明書
(六) 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設		1 有害物質貯蔵指定施設の種類、容量及び個数並びにその施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	有害物質貯蔵指定施設に関する説明書
(七) 騒音発生施設		1 空気圧縮機、送風機、通風機、破碎機、粉碎機又は摩砕機の種類、容量及び個数 2 騒音防止設備の種類	騒音に関する説明書
(八) 振動発生施設		1 圧縮機、破碎機、粉碎機又は摩砕機の種類、容量及び個数 2 振動防止設備の種類	振動に関する説明書

川内1/2号機 原子力発電工物の保安に関する命令 別表第三に基づく工事計画の手続き要否整理表

設備(既設+新設)	別表 施設区分		既設 新設	ばい煙発生施設	ばい煙処理施設	水銀排出施設	ダイオキシン関連施設	水質汚濁特定施設	水質汚濁有害物質貯蔵	騒音規制法特定施設	振動規制法特定施設	2 大気汚染防止法 ばい煙処理施設														3 大気汚染防止法 水銀排出施設	4 ダイオキシン類対策 特別措置法			5 水質汚濁防止法 特定施設	6 水質汚濁防止法 有害物質貯蔵指定施設	7 騒音規制法	8 振動規制法	常設:○ 可搬:×	保安命令での手続き要否判断 ○:要 ×:否 △:監督官庁に確認									
				1 大気汚染防止法 ばい煙発生施設										(1)ばい煙処理設備の設置、改造														(2)通風設備の設置、改造又は廃止														ガス処理施設		
	炉規則 (兼用設備は主たる施設区分を記載)	保安命令		1へ	2へ	3へ	4へ	5へ	6へ	7へ	8へ	ガスタービン又は内燃機関(燃料消費率が50kg/h以上)	燃料電池発電機(石炭等20kg/h以上、又は燃料消費率が50kg/h以上)	ボイラー又は熱交換機(圧力面積が10㎡以上、又は燃料消費率が200kg/h以上)	廃棄物焼却炉(火格子面積が1㎡以上、又は燃焼能力が200kg/h以上)	非常用予備発電機又は非常用予備動力装置	ガス化炉設備	ボイラー	ガスタービン	内燃機関	廃棄物焼却炉	非常用予備発電機	非常用予備動力装置	ガス化炉設備	ボイラー	独立通風器	ガスタービン	内燃機関	ばい煙処理設備	燃料電池発電設備に属する改質器	廃棄物焼却炉	非常用予備発電機	非常用予備動力装置			ガス化炉設備	水銀排出施設	廃棄物焼却炉(火床面積が0.5㎡以上、又は焼却能力が50kg/h以上)	廃ガス洗浄施設	湿式集じん施設	廃ガス洗浄施設	有害物質貯蔵指定施設	特定施設(送風機、通風機、空気を圧縮する原動機出力7.5kW以上)	特定施設(圧縮機、原動機出力7.5kW以上)
洞道風冷ファン	-	騒音発生施設	新設	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	常設	○ (原動機出力75kW)				
エアークンプレッサー	-	騒音発生施設 振動発生施設	新設	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	常設	○ (原動機出力8.5kW)					

## 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則 第4条に基づく届出要否整理表

第四条 原子力発電工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる場合であって、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

(届出期限は削除している)

届出を要する場合	届出事項	届出対象となる施設
一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又はばい煙発生施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法であってばい煙量（同法第六条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）、ばい煙濃度（同項に規定するものをいう。以下同じ。）、若しくは煙突の有効高さ（同法第三条第二項第一号に規定する排出口の高さをいう。以下同じ。）に係るものを変更する場合	当該変更に係る事項	別紙-1 該当なし
二 大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当する原子力発電工作物の使用又は管理の方法であって一般粉じん（同条第九項に規定するものをいう。以下同じ。）の排出又は飛散の防止に係るものを変更する場合		別紙-7 該当なし
二の二 大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合		別紙-8 該当なし
三 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十号及び第二十三号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は特定施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法であってダイオキシン類の排出量（同法第十二条第二項に規定するものをいう。）に係るものを変更する場合		別紙-2 該当なし
四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十三号、第十五号及び第二十四号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は特定施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法、同条第七項に規定する汚水等（以下「汚水等」という。）の処理の方法、同条第六項に規定する排水（以下「排水」という。）の汚染状態若しくは量（同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。）、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水（以下「特定地下浸透水」という。）の浸透の方法若しくは用水若しくは排水の系統を変更する場合		別紙-3 該当なし
五 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定項目で表示した汚濁負荷量（以下「汚濁負荷量」という。）の測定手法を定める場合又は当該測定手法を変更する場合	汚濁負荷量の測定手法に係る事項	(別紙-9の指定地域に 該当しないため対象外)
六 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（第十四号において「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合	当該変更に係る事項	別紙-4 該当なし
七 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された原子力発電所の原子力発電工作物であつて、同法第二条第一項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合（当該変更が原子力発電工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。）		別紙-6 特定施設に該当するものの 使用の方法の変更ではない ため、該当なし
八 現に設置している原子力発電工作物がばい煙発生施設となった場合においてばい煙を大気中に排出する場合	ばい煙発生施設の種類、構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法	別紙-1 該当なし
九 現に設置している原子力発電工作物が一般粉じん発生施設になった場合	一般粉じん発生施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法	別紙-7 該当なし
九の二 現に設置している原子力発電工作物が水銀排出施設になった場合	水銀排出施設の種類、構造及び使用方法並びに水銀等の処理の方法	別紙-8 該当なし
十 現に設置している原子力発電工作物が特定施設となった場合において排出ガス（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第三項に規定するものをいう。）を排出し、又は排水（同条第四項に規定するものをいう。）を排出する場合	特定施設の種類、構造及び使用の方法並びに大気基準適用施設（ダイオキシン類対策特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）にあつては当該大気基準適用施設から排出される発生ガス、水質基準対象施設（同法第十二条第一項第六号に規定するものをいう。以下同じ。）にあつては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法	別紙-2 該当なし
十一 水質基準対象施設が大気基準適用施設となった場合	大気基準適用施設から排出される発生ガスの処理の方法	別紙-10 該当なし
十二 大気基準適用施設が水質基準対象施設となった場合	水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法	別紙-10 該当なし
十三 現に設置している原子力発電工作物が特定施設となった場合において排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる場合	特定施設の種類、構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態及び量（指定地域内事業場にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）、特定地下浸透水の浸透の方法並びに用水及び排水の系統	別紙-3 該当なし
十四 現に設置している原子力発電工作物が有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となった場合	有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設の種類、設備、使用の方法並びに当該施設において製造され、使用され若しくは処理され又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙-4 該当なし
十五 特定施設の設置場所が水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域となった場合において当該特定施設が排水を排出する場合	排水の排水系統別の汚染状態及び量	(別紙-9の指定地域に 該当しないため対象外)

届出を要する場合	届出事項	届出対象となる施設
十六 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する原子力発電所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となった場合又は指定地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物が特定施設となった場合	特定施設の種類、容量及び個数並びに騒音防止の方法	別紙－５ 既に指定地域であるため 該当なし
十七 振動規制法第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する原子力発電所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となった場合又は指定地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物が特定施設となった場合	特定施設の種類、容量、個数及び使用の方法並びに振動防止の方法	別紙－６ 既に指定地域であるため 該当なし
十八 第一号、第二号若しくは第二号の二の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第七号の原子力発電工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物であって同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所（法人にあっては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があった場合	変更のあった事項（発電事業者が法第二十七条の二十七第三項の規定による届出（同条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）をする場合を除く。）	× （代表者の氏名又は住所（法人にあっては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更はないため、該当なし）
十九 第一号、第二号若しくは第二号の二の施設又は第三号、第四号若しくは第六号の原子力発電工作物を廃止した場合（当該施設の属する原子力発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。）	当該廃止に係る事項	× （別紙－１～４、７、８に示す原子力発電工作物の廃止は行わないため、該当なし）
二十 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	当該廃止に係る事項	× （別紙－５に示す施設の廃止は行わないため、該当なし）
二十一 振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	当該廃止に係る事項	× （別紙－６に示す施設の廃止は行わないため、該当なし）
二十二 ばい煙発生施設又は大気汚染防止法第十七条第一項に規定する特定施設に該当する原子力発電工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は同項に規定する特定物質が大気中に多量に排出された場合	事故の状況	× （事故・故障等が発生した場合に必要な手続きであるため、該当なし）
二十三 特定施設に該当する原子力発電工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するダイオキシン類が大気中に多量に排出された場合		× （事故・故障等が発生した場合に必要な手続きであるため、該当なし）
二十四 水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、特定施設に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、同条第二項第一号に規定する有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。この号及び次号において「有害物質」という。）を含む水若しくはその汚染状態が同項第二号に規定する項目について同法第三条第一項又は第三項の排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から同法第二条第一項に規定する公共用水域（次号及び第二十六号において「公共用水域」という。）に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合	事故の状況及び講じた措置の概要	× （事故・故障等が発生した場合に必要な手続きであるため、該当なし）
二十五 水質汚濁防止法第十四条の二第二項に規定する指定事業場に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第四項に規定する指定施設に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質又は同項に規定する指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合		× （事故・故障等が発生した場合に必要な手続きであるため、該当なし）
二十六 水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第五項に規定する貯油施設等に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、同項に規定する油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合		× （事故・故障等が発生した場合に必要な手続きであるため、該当なし）

○大気汚染防止法第2条第2項で定めるばい煙発生施設

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令  
(ばい煙発生施設)

第二条 法第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。  
(別表第一)

	対象施設	対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
一	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	○	該当なし
二	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、及び煅焼炉(一四の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
四	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(一四の項に掲げるものを除く。)			
五	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。が一平方メートル以上であるか、羽口断面面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面面積をいう。以下同じ。が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
六	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉			
七	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	触媒に附着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
八	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔			
八の二	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり六リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
九	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
一〇	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)、及び直火炉(二六の項に掲げるものを除く。)			
一一	乾燥炉(一四の項及び二四の項に掲げるものを除く。)	変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
一二	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉			
一三	廃棄物焼却炉	火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。	○	該当なし
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上であるか、火格子面積が〇・五平方メートル以上であるか、羽口断面面積が〇・二平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
一五	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
一六	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
一七	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
一八	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。の)用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
一九	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
二〇	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が三〇キロアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
二一	燐、燐酸、燐酸肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。の)用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
二二	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が一キロワット以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
二三	トリボロ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。の)用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、火格子面積が一平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
二四	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。 )又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
二五	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
二六	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
二七	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
二八	コークス炉	原料の処理能力が一日当たり二〇トン以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	—
二九	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	○	該当なし
三〇	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三〇リットル以上であること。	○	該当なし
三一	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三〇リットル以上であること。	○	該当なし
三二	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三〇リットル以上であること。	○	該当なし

カッコ内の数字は別表第三の下欄の数字に対応している

○ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設

別紙一2

第二条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

○ダイオキシン類対策特別措置法施行令

第一条 ダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。)第二条第二項のダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものは別表第一に掲げる施設とし、同項のダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第二に掲げる施設とする。

別表第一 ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
一	焼結鉱(鉄鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
三	垂鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの垂鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
四	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が一トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が〇・五平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり五〇キログラム以上のもの	○	該当なし

別表第二 ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
一	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
七	カプロラクタムの製造(塩化ニトロソルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
八	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
九	四—クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十	二・三—ジクロロ—四—ナフトキソンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十一	八・十八—ジクロロ—五・十五—ジエチル—五・十五—ジヒドロインドロ[三・二—b・三'—二'—m]トリフェノキシサジン(別名ジオキサジンバイオレット、ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十二	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十三	垂鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの垂鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十四	担体付き触媒(使用済みものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十五	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	○	該当なし
十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。 十二の二 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物)に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十七	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十八	下水道終末処理施設(第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
十九	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—

カッコ内の数字は別表第三の下欄の数字に対応している

## ○水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設

## 第二条

この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

## ○水質汚濁防止法施行令

第一条 水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

## 別表第一

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
一	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設</p> <p>ロ 選炭施設</p> <p>ハ 坑水中和沈でん施設</p> <p>ニ 掘削用の泥水分離施設</p>		左記の事業を行っていないことから対象外
一の二	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>		左記の事業を行っていないことから対象外
二	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)</p> <p>ハ 湯煮施設</p>		左記の事業を行っていないことから対象外
三	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 脱水施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>		左記の事業を行っていないことから対象外
四	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 湯煮施設</p>		左記の事業を行っていないことから対象外
五	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 湯煮施設</p> <p>ニ 濃縮施設</p> <p>ホ 精製施設</p> <p>ヘ ろ過施設</p>		左記の事業を行っていないことから対象外
六	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
七	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>		左記の事業を行っていないことから対象外
八	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう		左記の事業を行っていないことから対象外
九	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機		左記の事業を行っていないことから対象外
十	<p>飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)</p> <p>ハ 搾汁施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p> <p>ヘ 蒸留施設</p>		左記の事業を行っていないことから対象外
十一	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 真空濃縮施設</p> <p>ホ 水洗式脱臭施設</p>		左記の事業を行っていないことから対象外



	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
十二	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十三	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十四	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洪だめ及びこれに類する施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十五	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十六	種類製造業の用に供する湯煮施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十七	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十八	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十八の二	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十八の三	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十九	初類糸又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十一	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十一の二	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー		左記の事業を行っていないことから対象外
二十一の三	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十一の四	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十二	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設		左記の事業を行っていないことから対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
二十三	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 湿式バーカー</li> <li>ハ 碎木機</li> <li>ニ 蒸解施設</li> <li>ホ 蒸解廃液濃縮施設</li> <li>ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設</li> <li>ト 漂白施設</li> <li>チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)</li> <li>リ セロハン製膜施設</li> <li>ヌ 湿式繊維板成型施設</li> <li>ル 廃ガス洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
二十三の二	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 自動式フィルム現像洗浄施設</li> <li>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
二十四	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 水洗式破碎施設</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ホ 湿式集じん施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
二十五	<p>削除</p>		-
二十六	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> <li>ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</li> <li>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
二十七	<p>前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 遠心分離機</li> <li>ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</li> <li>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</li> <li>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</li> <li>ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設</li> <li>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</li> <li>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</li> <li>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</li> <li>ヌ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ル 湿式集じん施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
二十八	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式アセチレンガス発生施設</li> <li>ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設</li> <li>ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設</li> <li>ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
二十九	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設</li> <li>ロ 静置分離器</li> <li>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十	<p>発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 蒸留施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ ろ過施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十一	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</li> <li>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十二	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
三十三	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 縮合反応施設</li> <li>ロ 水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 静置分離器</li> <li>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</li> <li>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</li> <li>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>リ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ヌ 湿式集じん施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十四	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 脱水施設</li> <li>ハ 水洗施設</li> <li>ニ ラテックス濃縮施設</li> <li>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十五	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 蒸留施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十六	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 廃酸分離施設</li> <li>ロ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ハ 湿式集じん施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十七	<p>前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</li> <li>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</li> <li>チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</li> <li>リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</li> <li>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</li> <li>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</li> <li>ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器</li> <li>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</li> <li>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</li> <li>タ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十八	<p>石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料精製施設</li> <li>ロ 塩析施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十八の二	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)</p>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十九	<p>硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 脱酸施設</li> <li>ロ 脱臭施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
四十	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>		左記の事業を行っていないことから対象外
四十一	<p>香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ 抽出施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
四十二	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 石灰づけ施設</li> <li>ハ 洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
四十三	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
四十四	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設		左記の事業を行っていないことから対象外
四十五	木材化学工業の用に供するフルフルール蒸留施設		左記の事業を行っていないことから対象外
四十六	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
四十七	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
四十八	火薬製造業の用に供する洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
四十九	農薬製造業の用に供する混合施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十一	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十一の二	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十一の三	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十二	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十三	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十四	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)		左記の事業を行っていないことから対象外
五十五	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント		左記の事業を行っていないことから対象外
五十六	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十七	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十八	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十九	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十一	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設		左記の事業を行っていないことから対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
六十二	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十三	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十三の二	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十三の三	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	○	該当なし
六十四	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)		左記の事業を行っていないことから対象外
六十四の二	水道施設(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第八項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第二十一条第一項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ※1:水道法第3条第8項 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。))であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。 ※2:工業用水道事業法第2条第6項 この法律において「工業用水道施設」とは、工業用水道事業者の工業用水道に属する施設をいう。 ※3:工業用水道事業法第21条第1項 工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であつて政令で定めるもの(以下「自家用工業用水道」という。)を布設する者は、給水開始の後遅滞なく、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。 工業用水道事業法施行令第2条 法第二十一条第一項の政令で定めるものは、一日最大給水量(海水の量又は他の工業用水道若しくは工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)第三条第一項の許可を受けた井戸(同法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の許可を受けたものとみなされる井戸を含む。))から供給される水の量を除く。)が五千立方メートル以上の工業用水道とする。 イ 沈でん施設 ロ ろ過施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十五	酸又はアルカリによる表面処理施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
六十六	電気めつき施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
六十六の二	エチレンオキサイド又は一・四—ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
六十六の三	旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十六の四	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。))に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。))が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
六十六の五	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
六十六の六	飲食店(次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。))に設置されるちゆう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
六十六の七	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。))に設置されるちゆう房施設(総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
六十六の八	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
六十七	洗濯業の用に供する洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十八	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
六十八の二	病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十九	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十九の二	卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場		左記の事業を行っていないことから対象外
七十	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。) ※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号 廃油処理施設 廃油の処理(廃油が生じた船舶内で処理を除去。以下同じ。)の用に供する設備(以下「廃油処理設備」という。)の総体をいう。 (同第3条第13号 廃油 船舶内において生じた不要な油をいう。)	保安命令での対象施設ではない ×	—
七十の二	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次に掲げるものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
七十一	自動式車両洗浄施設	保安命令での対象施設ではない ×	—
七十一の二	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	保安命令での対象施設ではない ×	—
七十一の三	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。))及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	保安命令での対象施設ではない ×	—
七十一の四	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設	保安命令での対象施設ではない ×	—
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)	保安命令での対象施設ではない ×	—
七十一の六	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)	保安命令での対象施設ではない ×	—
七十二	し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)	保安命令での対象施設ではない ×	—
七十三	下水道終末処理施設	保安命令での対象施設ではない ×	—
七十四	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)	保安命令での対象施設ではない ×	—

対象施設のうち、太字+下線については特定の生業や事業所を対象としていることから、対象外である。

## ○水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設

## 第五条

3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者(第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。)又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設(指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。))であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(以下省略)

※第二条 4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの(第十四条の二第二項において「指定物質」という。)を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

## ○水質汚濁防止法施行令

第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

	対象物質	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
一	カドミウム及びその化合物	○	該当なし
二	シアン化合物	○	該当なし
三	有機燐りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	○	該当なし
四	鉛及びその化合物	○	該当なし
五	六価クロム化合物	○	該当なし
六	砒素及びその化合物	○	該当なし
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○	該当なし
八	ポリ塩化ビフェニル	○	該当なし
九	トリクロロエチレン	○	該当なし
十	テトラクロロエチレン	○	該当なし
十一	ジクロロメタン	○	該当なし
十二	四塩化炭素	○	該当なし
十三	一・二・ジクロロエタン	○	該当なし
十四	一・一・一・ジクロロエチレン	○	該当なし
十五	一・二・ジクロロエチレン	○	該当なし
十六	一・一・一・トリクロロエタン	○	該当なし
十七	一・一・二・トリクロロエタン	○	該当なし
十八	一・三・ジクロロプロペン	○	該当なし
十九	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	○	該当なし
二十	二・クロロ・四・六・ビス(エチルアミノ)・s・トリアジン(別名シマジン)	○	該当なし
二十一	S・四・クロロベンジル=N・N・ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	○	該当なし
二十二	ベンゼン	○	該当なし
二十三	セレン及びその化合物	○	該当なし
二十四	ほう素及びその化合物	○	該当なし
二十五	ふっ素及びその化合物	○	該当なし
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	○	該当なし
二十七	塩化ビニルモノマー	○	該当なし
二十八	一・四・ジオキサン	○	該当なし

○騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物  
(同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。)

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

○騒音規制法施行令

第一条 騒音規制法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
一	金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。) ロ 製管機械 ハ ペンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。) ヘ せん断機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト(タンブラスト以外ののものであつて、密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○	エアーコンプレッサー 洞道風冷ファン
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○ (破碎機、摩砕機)	該当なし
四	織機(原動機を用いるものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。) ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
六	穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
七	木材加工機械 イ ドラムパーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。) ハ 碎木機 ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一・五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。) ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一・五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。) ヘ かな盤(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
八	抄紙機	× 保安命令での対象施設ではない	—
九	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
一〇	合成樹脂用射出成形機	× 保安命令での対象施設ではない	—
一一	鑄造型機(ジョルト式のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—



○振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物(同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。)

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

○振動規制法施行令

第一条 振動規制法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
一	金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマシングマシン(原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	圧縮機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○	エアーコンプレッサー
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○ (破碎機、摩砕機)	該当なし
四	織機(原動機を用いるものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
六	木材加工機械 イ ドラムパーカー ロ テッパ(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
七	印刷機械(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
八	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
九	合成樹脂用射出成形機	× 保安命令での対象施設ではない	—
十	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—

## ○大気汚染防止法第2条第9項で定める一般粉じん発生施設

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

9 この法律において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令

(一般粉じん発生施設)

第三条 法第二条第十項の政令で定める施設は、別表第二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。  
(別表第二)

	対象施設	対象要件	電気関係報告規則第4条に基づく手続き対象	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
一	コークス炉	原料処理能力が一日当たり五〇トン以上であること。	○	該当なし
二	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が一、〇〇〇平方メートル以上であること。	○	該当なし
三	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が七五センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上であること。	○	該当なし
四	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が七五キロワット以上であること。	○	該当なし
五	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が一五キロワット以上であること。	○	該当なし

○大気汚染防止法第2条第14項で定める水銀排出施設

第二条 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

14 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するものうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令

(水銀排出施設)

第三条の五 法第二条第十四項の政令で定める施設は、条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第八条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。

○大気汚染防止法施行規則

(水銀排出施設に係る基準)

第五条の二 令第三条の五の環境省令で定める基準は、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模に該当することとする。

(別表第三の三)

	対象施設、対象要件	排出基準	保安命令 別表第三、四の該当の有無(電気関係報告規則も同様)	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
一	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの(石炭を専焼させるものを除く。)	一〇マイクログラム	○	該当なし
二	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、前項に掲げるもの以外のもの	八マイクログラム	○	該当なし
三	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	一五マイクログラム	○	該当なし
四	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	三〇マイクログラム	○	該当なし
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一の三の項に掲げる施設(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	一〇〇マイクログラム	○	該当なし
六	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	三〇マイクログラム	○	該当なし
七	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	五〇マイクログラム	○	該当なし
八	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定するごみ処理施設(焼却施設に限る。)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。)	三〇マイクログラム	○	該当なし
九	廃棄物処理法施行令第六条第一項第二号ホ(2)若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設(回収時に加熱工程を含む施設に限る。)	五〇マイクログラム	○	該当なし

備考

1 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち硫化鉱の重量の割合が五〇パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精錬の重量の割合が五〇パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

2 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

3 この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

一  $C=C_s$

二  $C=(21-O_n)/(21-O_s) \cdot C_s$

この式において、C、 $O_n$ 、 $O_s$ 及び $C_s$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

(C 水銀等の量(単位 マイクログラム))

$O_n$  次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

一の項、二の項 6

七の項 10

八の項、九の項 12

$O_s$  排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。)(単位 百分率)

$C_s$  環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの(単位 マイクログラム))

4 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

## ○水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定項目

第四条の二 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域(ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。)であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(以下「水質環境基準」という。)の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目(以下「指定項目」という。)ごとに政令で定めるもの(以下「指定水域」という。)における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係る地域として指定水域ごとに政令で定める地域(以下「指定地域」という。)について、指定項目で表示した汚濁負荷量(以下単に「汚濁負荷量」という。)の総量の削減に関する基本方針(以下「総量削減基本方針」という。)を定めるものとする。

## ○水質汚濁防止法施行令

第四条の二 法第四条の二第一項の政令で定める項目は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める水域は、当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

化学的酸素要求量	館山市洲崎から三浦市劔崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号に掲げる区域
	愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号に掲げる区域
窒素又はリンの含有量	館山市洲崎から三浦市劔崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号に掲げる区域
	愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号に掲げる区域
	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂崎から大分県鶴御崎まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬崎まで引いた線、同崎から福岡県妙見崎灯台まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域	別表第二第三号に掲げる区域

## 別表第二(第四条の二関係)

一イ 埼玉県	区域のうち、川越市(以下省略)
ロ 千葉県	区域のうち、千葉市(以下省略)
ハ 東京都	区域のうち、特別区(以下省略)
ニ 神奈川県	区域のうち、横浜市(以下省略)
二イ 岐阜県	区域のうち、岐阜市(以下省略)
ロ 愛知県	区域のうち、名古屋市(以下省略)
ハ 三重県	区域のうち、津市(以下省略)
三イ 京都府	区域のうち、京都市(以下省略)
ロ 大阪府	区域
ハ 兵庫県	区域のうち、神戸市(以下省略)
ニ 奈良県	区域のうち、奈良市(以下省略)
ホ 和歌山県	区域のうち、和歌山市(以下省略)
ヘ 岡山県	区域
ト 広島県	区域のうち、広島市(以下省略)
チ 山口県	区域のうち、下関市(以下省略)
リ 徳島県	区域のうち、徳島市(以下省略)
又 香川県	区域
ル 愛媛県	区域のうち、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、川之江市、伊予三島市、伊予市、北条市、東予市、宇摩郡、周桑郡、越智郡、温泉郡、上浮穴郡小田町(大字中川を除く。)、伊予郡、喜多郡、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡吉田町、同郡津島町(大字御内、大字横川及び大字下畑地(字上横上組及び字上横下組に限る。))を除く。)、南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町(脇本、中玉、大浜、柿の浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鱈越、古月及び久良を除く。))及び同郡西海町(越田、弓立、小浦、櫻月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦及び武者泊を除く。))の区域
ヲ 福岡県	区域のうち、北九州市(以下省略)
ワ 大分県	区域のうち、大分市(以下省略)
備考	この表に掲げる区域は、平成十三年六月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

○大気基準適用施設、水質基準対象施設

○ダイオキシン類対策特別措置法

第十条 都道府県知事は、大気排出基準(第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出ガスに係るものを含む。以下この項において同じ。)が適用される特定施設(以下「大気基準適用施設」という。)が集合している地域で、大気排出基準のみによっては第七条の基準のうち大気の汚染に関する基準の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域(以下「指定地域」という。)にあっては、当該指定地域に設置されている特定事業場で大気基準適用施設を設置しているもの(以下「総量規制基準適用事業場」という。)から大気中に排出されるダイオキシン類について、総量削減計画を作成し、これに基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

第十二条 特定施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

六 大気基準適用施設にあっては発生ガス(大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。)、水質排出基準(第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排水に係るものを含む。)に係る特定施設(以下「水質基準対象施設」という。)にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法

○ダイオキシン類対策特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法施行令

上記の「特定施設」とは、法第二条第二項において「ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの」とされており、施行令第一条において「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものは別表第一に掲げる施設とし、同項のダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第二に掲げる施設とする。」と定められている。

別表第一 ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設

	対象施設、対象要件	電気関係報告規則第4条に基づく手続き対象	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
一	焼結鉱(鉄鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
二	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
三	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
四	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が一トン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
五	廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が〇・五平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり五〇キログラム以上のもの	○	該当なし

別表第二 ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

	対象施設、対象要件	電気関係報告規則第4条に基づく手続き対象	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
一	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
五	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
七	カプロラクタムの製造(塩化ニトロンルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		
イ	硫酸濃縮施設	×	—
ロ	シクロヘキサン分離施設	×	—
ハ	廃ガス洗浄施設	×	—
八	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		
イ	水洗施設	×	—
ロ	廃ガス洗浄施設	×	—
九	四―クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		
イ	ろ過施設	×	—
ロ	乾燥施設	×	—
ハ	廃ガス洗浄施設	×	—
十	二・三―ジクロロ―一・四―ナフトキンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		
イ	ろ過施設	×	—
ロ	廃ガス洗浄施設	×	—
十一	八・十八―ジクロロ―五・十五―ジエチル―五・十五―ジヒドロジンドロ[三・二―b・三・二・一―m]トリフェノキシサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		
イ	ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設	×	—
ロ	ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設	×	—
ハ	ジオキサジンバイオレット洗浄施設	×	—
ニ	熱風乾燥施設	×	—
十二	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの		
イ	廃ガス洗浄施設	×	—
ロ	湿式集じん施設	×	—
十三	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの		
イ	精製施設	×	—
ロ	廃ガス洗浄施設	×	—
ハ	湿式集じん施設	×	—

	対象施設、対象要件	電気関係報告規則第4条に基づく手続き対象	受電系統の変更工事に係る設備の該当の有無
十四	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十五	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	○	該当なし
十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。 十二の二 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十七	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十八	下水道終末処理施設(第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十九	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—